

[別紙1]

観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (交付要綱別表第7欄に記載する日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○交付決定通知により正式に事業着手することができます。

* 交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

補助金交付要綱に定める実績報告書を提出いただいた後、完了検査で適正に実施したことを確認したのち、「額の確定通知書」をお送りします。この確定通知書をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。県が請求書を受領してから、2週間程度で指定口座にお支払いします。これらの手続きについてもその都度ご案内します。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部 中山間・地域交通局中山間地域政策課
鳥取県鳥取市東町1丁目220
0857-26-7129